

令和5年

1月定例総会会議録

酒田市農業委員会

令和5年1月定例総会 会議録

1 日 時 令和5年1月13日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 市役所 703号室

3 出席委員（28名）

	2番	齋藤 均	委員	3番	池田 良之	委員		
4番	阿部 香美	委員	5番	吉高祐二郎	委員	6番	佐藤 利篤	委員
7番	五十嵐弘樹	委員	8番	伊藤 正行	委員	9番	伊與田明子	委員
10番	五十嵐直太郎	委員	11番	川村 恵実	委員	12番	池田 耕	委員
13番	池田 憲一	委員	14番	土田 治夫	委員	15番	佐藤 秀之	委員
16番	飯塚 将人	委員	17番	佐藤 良	委員	18番	遠田 裕己	委員
19番	石川 渡	委員	20番	佐藤 耕造	委員	21番	兼山 宏勝	委員
22番	高橋 公基	委員	23番	高橋 義弘	委員	24番	三浦ひとみ	委員
25番	尾形 大介	委員	26番	後藤 保喜	委員	27番	佐々木治人	委員
28番	大場 重樹	委員	29番	荘司太一郎	委員			

4 欠席委員（1名）

1番 佐藤 浩良 委員

5 事務局職員出席者

事務局長 村岡 修 事務局次長 阿彦智子 農地係長 安倍 誠
主事 土田智世
会計年度任用職員 後藤重明 調整主任 門脇正博 主査 五十嵐則子

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
6. 解約の取消しについて

7 議 事

議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議第4号 農用地利用集積計画について
議第5号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

8 開 会

開 会
(午前9時30分 開会)

○村岡事務局長

ただいまから令和5年1月酒田市農業委員会定例総会を開会します。
初めにでございますが、例年1月と4月、農業委員憲章の唱和を行っておるところでございます。
唱和につきましては、コロナ禍ということもございまして、ご起立をいただきまして、齋藤会長職務代理の読み上げを黙読していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、会長代理、よろしくお願いいたします。

○齋藤 均 会長職務代理者

それでは、憲章の唱和に代えて、私より本文の読み上げを行います。
皆様は、読み上げに合わせて、お手元の農業委員憲章を黙読ください。
(農業委員会憲章 読み上げ)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
ご着席いただきたいと思っております。
それでは、開会に当たりまして五十嵐会長が挨拶を申し上げます。

○五十嵐直太郎 会長
(挨拶)

○村岡事務局長

ありがとうございました。
総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっております。五十嵐会長、
よろしくお願いいたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、皆様のご協力によりまして、議事を円滑に進行してまいりたいと思っております。
本日の欠席委員は、1番、佐藤浩良委員の1名です。
定足数に達しておりますので、本日の会議を開催いたします。
お手元に配付しております定例総会次第によって進めさせていただきます。

◎議事録署名委員の選任

○五十嵐直太郎 議長

最初に、議事録署名委員の選任を行います。
選任の方法は議長にご一任願います。
議事録署名委員に、18番、遠田裕己委員、19番、石川渡委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○五十嵐直太郎 議長

最初に、報告事項について事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

報告事項については、議案の1ページからになります。
今回の報告事項は、1、農地法第3条の3届出書の受理について13件、2、農地法第5条届出書の

受理について2件、3、農地の現況等に係る照会に対する回答について3件、4、解約1件、5、農地法第18条第6項の規定による通知受理について21件、6、解約の取消しについて1件、以上、41件について農地係長が報告いたします。

○安倍農地係長
(報告事項を朗読説明する)

○平田総合支所 五十嵐主査
(報告事項を朗読説明する)

○五十嵐直太郎 議長
それでは、報告事項ではございますが、何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かございませんか。
(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

○五十嵐直太郎 議長
これより議事に入ります。
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○事務局長 議案書の14ページをお願いいたします。
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。
こちらについてですが、令和元年10月に農業委員の農地転用に係る不祥事が続けて発生したことを受け、令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせが決議されました。この趣旨にのっとり、農業委員会の法令遵守の徹底について申し合わせ決議するものです。
なお、この申し合わせ決議につきましては、全国農業委員会ネットワーク機構、一般社団法人全国農業会議所及び一般社団法人山形県農業会議より、綱紀保持の姿勢を強く打ち出すため、毎年12月または1月の農業委員会総会で決議するよう通知が来ているものでございます。
15ページをご覧ください。
農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)を読み上げさせていただきます。
(案)読み上げ
以上、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてお諮りいたします。

○五十嵐直太郎 議長
それでは、質疑に入ります。
第1号議案に対して、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かございませんか。
(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、決議することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第1号については決議することといたします。

◎議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 五十嵐直太郎 議長
続きまして、議第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

- 村岡事務局長
議題2号 農地法第3条の規定による許可申請については、5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

- 安倍農地係長
農地法第3条の規定による許可申請について、16ページをご覧ください。
なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、要件欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、地域との調和要件、その他、経営面積まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。
酒田1番、酒田2番、関連です。
渡し人が同一人となっており、受け人は、酒田1番が渡し人の長男、酒田2番が渡し人の同居する次男となっております。その他、使用貸借権の設定で、貸借期間は1年間となっております。1年の理由としては、使用貸借した農地を1年ごと交互にローテーションで耕作するためということとなっております。
続きまして、松山地区お願いします。

- 松山総合支所 門脇調整主任
松山1番です。相沢、〇〇から中牧田、〇〇へ。申請事由、相手方の要望による売買です。こちらは、もともと渡し人が、受け人と同一世帯で認定農業者である兄〇〇と貸し借りしていた農地です。このほど、渡し人の〇〇から申出がありまして、受け人が買い取ることになったものです。価格につきましては、別紙の売買価格表のとおり10アール当たり5万円となっております。また、当該用地は青地ですが、売買価格も低いため3条許可での売買となるものです。なお、渡し人、受け人とも年金未加入で、年金への影響はなしです。
松山2番、神奈川県秦野市、〇〇から、山寺、〇〇へ。申請事由は、相手方の要望による売買で、渡し人からの申出により売買することになったものです。価格ですが、売買価格表のとおり、10アール当たり34万100円となりまして、総額5万円からの割り返しとなります。また、当該農地は青地ですが、受け人があっせん基準登録者でなく、3条許可での売買となったものです。年金については、渡し人が年金未加入、受け人は老齢年金のみの受給のため、年金への影響はなしです。
松山3番、庄内町余目、〇〇から、同じく〇〇へ。関係は親子です。申請事由は、年金を伴わない使用貸借権の再設定で、期間10年です。
以上です。

- 五十嵐直太郎 議長
それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

- 16番 飯塚将人委員
16番、飯塚です。
1月6日に第4班による農地調査委員会を行っております。
議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結

果、許可することに特に問題がないとの意見が出たことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めをお願いいたします。何かございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長 ないようですので、これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第2号については許可決定といたします。

◎議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、4件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

酒田1番、酒田2番、関連になります。こちらは受け人が同一人になっております。いずれも浜中の畑1筆を住宅敷地、所有権移転です。農地区分は、公共投資対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、2種農地と判断しております。許可基準については、日常生活上必要な集落施設で集落に接続で、許可可能と判断しております。

別紙資料をご覧ください。

売買価格が10アール当たり138万8,900円です。

続きまして、図面2ページ、3ページをご覧ください。

位置は浜中集落の北よりに位置する農地ということで、集落内を走る県道から西側に入った、宅地に囲まれた農地です。

続きまして、議案にお戻りください。

酒田3番です。畑、山林、合計21筆を砂採取で、賃貸借権の設定です。農地区分は農用地です。許可基準は、1年間の一時転用で可能と判断しております。地目山林は現況は畑で、採取量が4万676立米となっております。

別紙資料4ページ、5ページをご覧ください。

位置は、浜中字八間山で、赤川の北側、全農の堆肥センターの西側になります。北側より採取がスタートして、今回が3期目の採取ということになります。

搬出路は、採取地の北側を取る計画となっています。今回の申請は、農地法の申請のほかに、山林部分が農振法の申請になっております。採取後の営農計画については、確約書を提出いただいております。資料の8ページから12ページになっております。作付作物については、カキやイチジクとなっております。

それでは、議案のほうにお戻りください。

酒田4番、畑39筆を砂採取、賃貸借権の設定で、農地区分が農用地。許可基準が1年間の一時転用で許可可能と判断しております。採取量につきましては1万8,290立米で、最大掘削深は4.2メートルとなっております。

別紙資料の6ページ、7ページをご覧ください。

位置は、浜中字三間山で、赤川の南側の集落の東部の位置になります。今回の採取は、1期目の北側で2期目となります。搬出路は、隣接する農道が工事のため使用できないということで、別に搬出路を取って県道に出るという計画となっております。

確約書は、13ページから15ページになります。

それでは、現地のスライドを準備していますのでご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田1番、2番の現地調査の結果を11番、川村恵実委員より報告願います。

○11番 川村恵実委員

11番、川村です。

昨年末、12月26日に事務局とともに現地を確認しました。実家の近隣に住居を構えるための転用計画で、周囲への影響もないことから、転用には特に支障がないものと思われまふ。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

○五十嵐直太郎 議長

ありがとうございました。

続いての酒田3番、4番の砂採取案件については、地元委員の確認のほか、砂利対策協議会で現地確認を行っておりますので、地元委員からの報告は割愛いたします。

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願ひいたします。

何かご質問ございませぬか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにございませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議第3号については、許可決定といたします。

◎議第4号 農地利用集積計画について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第4号 農用地利用集積計画についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明を願います。

○村岡事務局長

議第4号 農用地利用集積計画については、1、特例事業、(1)所有権の移転1件、2、一般事業、(1)所有権の移転1件、(2)所有権の移転、同時設定の特例1件、(3)利用権の設定39件、(4)利用権の設定の取消し1件の計画の申出がありました。その可否を決定しようとするものであります。

詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、農用地利用集積計画について、20ページをご覧ください。

今回審議していただく農用地利用集積計画の全件につきましては、要件の欄に記載のありますとおり、1、全部効率活用要件、2、農業常時従事要件、3、自立、意欲、能力要件、4、認定農業者等、5、経営面積まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

また、農業経営基盤強化促進事業の対象とすることに不適正な事実がないことを地元の農業委員から、あらかじめ審議をいただいております。

それでは、1、特例事業、(1)所有権移転です。

本件は、農業支援センターとの買入れ協議が調い、農業支援センターが譲渡し人より買入れるものです。特売新堀1番、木川、門田、局の10筆、2万1,036平米、10アール当たりの単価が50万円、総額1,051万5,000円です。移転の時期は令和5年1月17日、支払い時期が令和5年2月20日となっております。農業支援センターから譲受人への売渡しは、3月総会の予定となっております。

続きまして、2、一般事業、(1)所有権移転です。

新堀1番、丸沼の田1筆、3,021平米、総額151万500円です。移転の時期、支払い時期ともに令和5年1月31日となっております。譲受人の方は認定農業者となっております。

続きまして、2、一般事業、(2)所有権移転、同時設定の特例です。同時設定の特例は、譲受人が法人の構成員であるために同時に法人へ貸付けを行う必要があるため、所有権移転と利用権設定を同時に行うものです。同時設定する農地は広野の田1筆、1,384平米です。所有権の譲受人は、法人の構成員である〇〇で、10アール当たりの単価は50万5,780円、移転の時期、支払い時期は、共に令和5年1月31日です。利用権の設定ですけれども、借受人が株式会社〇〇で、賃借料が1万円、契約期間は14年となっております。

以上です。

次に、2、一般事業、(3)利用権の設定です。

南遊佐1番、1万円、5年の更新です。

東平田1番、5,000円、1万円、10年の更新です。

中平田1番、1万円の3年の更新です。

中平田2番、1万8,000円、10年の更新です。

酒田1番、1万円の20年の新規です。

新堀1番、1万円、5年の更新です。

新堀2番、3番、関連です。借受人が同一人で、どちらも1万円、20年の新規設定とです。

広野1番、1万円、10年、更新です。

広野2番、1万円、10年、更新です。

広野3番、1万円、10年の更新です。

広野4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番まで関連でございまして、借受人が同一人です。全て賃借料が1万円、20年の新規設定です。

袖浦1番、8,000円、20年、新規設定です。

浜中1番、4,103円、5年の新規設定です。

八幡地区お願いします。

○八幡総合支所 後藤事務員

八幡地区、3件です。

26ページ、八幡1番、8,000円で5年新規になります。

八幡2番、新規で1万円、5年になります。

27ページ、八幡3番、1万円、1年の新規になります。1年としたのは、1年後に中間管理事業に切り替える予定です。

八幡、以上です。

○松山総合支所 門脇調整主任

続いて、松山地区です。

松山1番、2番、関連で、貸し人が夫婦、受け人が同一人となっています。

松山1番、茗ヶ沢、〇〇から、引地、〇〇へ、1万円、1年の新規です。

松山2番、茗ヶ沢、〇〇から、引地、〇〇へ、上から2行目までの茗ヶ沢の2筆、1万円、残りの相沢の2筆が5,000円、1年新規です。こちらは、離農のため自作地を貸付けするもので、期間が1年ですが、令和6年度の中間管理事業へのつなぎのための利用権設定です。

○平田総合支所 五十嵐主査

平田地区です。

平田1番、貸手の規模縮小により貸付けするという事で、賃借料が1,000円、5年の新規です。

平田2番、4,000円、5年の更新です。

次のページ、平田3番、7,000円、10年の新規です。

平田4番、5,000円、10年の更新です。

平田5番と6番、関連になります。面積は大分違うものの、お互いで交換して貸借をするということで、ゼロ円、10年の更新です。

平田7番、8,000円、10年の更新です。

次のページで、平田8番、1万円、10年の更新です。

平田9番、2,500円、5年の更新です。

平田10番、1万円、3年の新規です。

平田11番と12番、どちらも賃借料1万円、10年の更新です。

次のページをご覧ください。

2、一般事業、(4)利用権の設定の取消しです。

先ほど18条6項でご説明申し上げました内容と同じ理由になります。

令和4年2月10日において、父から子への経営移譲の案件がございました。その際、第三者との貸借は全部で8件あり、その8件の中で〇〇のみが中間管理事業を利用した貸借でしたが、気づかずに、ほかの7件分と同じように個人同士の手続をしてしまったという内容になります。当方、貸手、受け手、三者とも気づかずに手続が済んでしまいましたが、令和4年の精算をする段になり、中間管理事業の契約だったことに気づき、令和4年12月6日に両者より取消し願いが提出されました。瑕疵があったことを確認いたしましたので、是正する必要があるため、取消しするものです。

当方で気づくことができずに大変申し訳ございませんでした。今後は、対策として二重に確認する等改善を図ってまいりますので、ご審議よろしくお願いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第4号 農用地利用集積計画について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議します。

私、10番、五十嵐直太郎委員が、議事参与の制限に該当いたします。この計画案を先に審議するため、私が退席いたしますので、暫時休憩といたします。

また、ここで、会長職務代理に議長を交代いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時26分 再開

○齋藤 均 会長職務代理者

再開します。

質疑に入ります。

議案書23ページ、広野1番、24ページ、広野2番について、ご質問、ご意見がある方お願いします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○齋藤 均 会長職務代理者

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

広野1番、2番を計画決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齋藤 均 会長職務代理者

異議ないようですので、広野1番、2番について計画決定といたします。

ここで、10番、五十嵐直太郎委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

また、五十嵐直太郎会長の退席解除により、議長を交代いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時27分 再開

○五十嵐直太郎 議長

再開いたします。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案以外について審議いたします。

何かご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を計画決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長

異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を計画決定といたします。
以上により、議第4号については全て計画決定となりました。

◎議第5号 酒田農業振興地域整備計画の変更について

○五十嵐直太郎 議長

続きまして、議第5号 酒田農業振興地域整備計画の変更についてを上程の上、議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

○村岡事務局長

議第5号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、酒田市長から意見を求められているものでございます。
詳細について説明いたします。

○安倍農地係長

それでは、議案書の32ページをご覧ください。
今回の変更は、農用地区域からの除外1件です。
別紙資料の16ページをご覧ください。
事業計画書となります。

十里塚の地目、畑、山林8筆を7,675平米に幼保連携型認定こども園の園舎を新築するため、事業計画者は社会福祉法人十坂協会です。現在の園児の定員105名から、令和6年度に135名に増員が予定され、現在の園舎では手狭になること、現在、駐車場を隣接のコミセンや小学校の一部を利用していたことから、新しい園舎と駐車場を整備するものです。

施設の概要は、園舎が、延べ床面積で約1,316平米、木造2階建て、駐車場は78台分、その他園庭となります。工期は、園舎建設工事が令和5年6月から令和6年3月まで、園庭工事が令和6年4月から令和6年7月の予定です。

19ページから21ページをご覧ください。

場所は十里塚地区で、現在の十坂こども園、十坂コミュニティセンター、学童保育所の西側に隣接する農地となります。当該土地の選定理由としては、小学校やコミュニティセンター、学童保育所と隣接することで、これまでと同様に地域一体の保育教育を実施できるため、現在の園舎につきましては、障がい者福祉事業に活用する予定になっております。

それでは、現地のスライドをご覧ください。

(スライドを映写)

スライドは以上です。

なお、この内容につきましては、土地利用調整委員会が先立って開催されて、承認されていることを補足いたします。

以上で説明を終わります。

○五十嵐直太郎 議長

それでは、農地調査委員会の報告をお願いいたします。

○16番 飯塚将人委員

16番、飯塚です。

議第5号 酒田農業振興地域整備計画の変更について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、変更内容に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○五十嵐直太郎 議長

これより質疑に入りますが、議第5号は、17番、佐藤良委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当いたします。

17番、佐藤良委員に退席を求め、暫時休憩といたします。

午前10時35分 休憩
午前10時35分 再開

○五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
議第5号について、質問、ご意見のある方お願いいたします。
何かご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○五十嵐直太郎 議長
ないようですので、質疑を打ち切ります。
採決に入ります。
議第5号 酒田農業振興地域整備計画の変更については、変更に同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐直太郎 議長
異議ないようですので、議第5号については決定といたします。
ここで、17番、佐藤良委員の退席を解除し、暫時休憩といたします。

午前10時36分 休憩
午前10時36分 再開

○五十嵐直太郎 議長
再開いたします。
以上をもちまして、令和5年1月定例総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時37分 閉会